

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

10 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 柴島浄水場第3配水ポンプ場 回転速度制御設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	東芝インフラシステムズ株式 会社 関西支社	¥8,360,000	令和6年10月24日	地方公営企業法施行令第 21条の13第1項第2号	G4	
2	令和6年度 柴島浄水場外2か所計測設備 保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	メタウォーター株式会社 関 西営業部	¥3,410,000	令和6年10月9日	地方公営企業法施行令第 21条の13第1項第2号	G4	
3	令和6年度 豊野浄水場外6か所計測設備 保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	東京計器株式会社 大阪営 業所	¥1,977,800	令和6年10月8日	地方公営企業法施行令第 21条の13第1項第2号	G4	
4	令和6年度 柴島浄水場第2配水ポンプ場 回転速度制御設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	株式会社日立産機テクノサー ビス 大阪事業所	¥4,840,000	令和6年10月16日	地方公営企業法施行令第 21条の13第1項第2号	G4	
5	大淀配水場監視制御設備保守点検業務委 託 長期継続	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	株式会社明電エンジニアリン グ 大阪営業所	¥26,400,000	令和6年10月1日	地方公営企業法施行令第 21条の13第1項第2号	G4	
6	令和6年度 施設管理システムデータベー ス登録等業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社ヤマイチテクノ	¥21,527,000	令和6年10月18日	地方公営企業法施行令第 21条の13第1項第2号	G3	
7	令和6年度 北港加圧ポンプ場自家発電設 備保守点検業務委託	各種施設管 理－機械設 備等保守点 検	三菱電機プラントエンジニアリ ング株式会社 西日本本部	¥1,100,000	令和6年10月15日	地方公営企業法施行令第 21条の13第1項第2号	G4	

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場第3配水ポンプ場回転速度制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場第3配水ポンプ場に設置している回転速度制御設備の保守点検を行い、機能回復を図るものです。

当該設備は、株式会社東芝が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は東芝インフラシステムズ株式会社へ事業承継されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、東芝インフラシステムズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場外2か所計測設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市柴島浄水場、大阪市豊野浄水場及び泉尾配水場に設置している超音波流量計の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、富士電機株式会社が独自に設計、製作したものであり、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

現在、当該設備の事業は、メタウォーター株式会社に事業継承されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、当該設備に不具合が生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか原因特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、メタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 豊野浄水場外6か所計測設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東京計器株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市豊野浄水場、大阪市柴島浄水場、大阪市庭窪浄水場、長居配水場、真田山加圧ポンプ場、舞洲給水塔及び大淀配水場に設置している超音波流量計の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、東京計器株式会社が独自に設計、製作したものであり、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、当該設備に不具合が生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか原因特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、東京計器株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場第2配水ポンプ場回転速度制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本業務は、大阪市柴島浄水場第2配水ポンプ場に設置している回転速度制御設備の保守点検を行い、機能回復を図るものです。

当該設備は、株式会社日立製作所が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は株式会社日立産機テクノサービスへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社日立産機テクノサービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

大淀配水場監視制御設備保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本業務は、大淀配水場に設置している監視制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社明電舎が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものであり、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、当該設備の保守点検業務は株式会社明電エンジニアリングへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社明電エンジニアリングが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 施設管理システムデータベース登録等業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務は、水道施設及び設備に関わる各種情報を一元管理する施設管理システム（以下「本システム」という。）について、設備図面、施設台帳、共通管理図面及び点検記録電子化入力等のデータベース登録、修正を行い、本システムにおいて編集、閲覧、検索が行えるようにするために改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっているため、本業務の履行には、本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また本システムへデータベース登録を行うために必要なライセンスは上記業者が保有しており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地はありません。

よって、本業務を履行できるのは株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 北港加圧ポンプ場自家発電設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、北港加圧ポンプ場に設置している自家発電設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）